

ID: 40

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	宝積寺タウンセンターの設置及び管理に関する条例 第3条第1項ただし書		
例規番号	平成元年条例第33号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第3条 タウンセンターの利用については、原則として規制を行わない。ただし、コミュニティ活動以外の目的に利用する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により利用の許可をする場合において、条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日